

第8回和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成18年5月9日(火) 午前10時から午後零時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員)

浅井和子, 石橋徳子, 宇田川力雄, 岡田隆弘, 岡久幸治, 岡本 浩,
佐本桂子, 寺下能明, 西中美裕, 畑 純一, 樋口裕晃, 三吉 修,
矢野裕一 (五十音順, 敬称略)

(事務担当者)

油谷和夫, 森川守一, 打田 實

(庶務)

藤田康夫, 山崎智弘

第4 議事〔発言者／ ◎：委員長, ○：1号委員(学識経験者), ●：2号委員(弁護士), △：3号委員(検察官), □：4号委員(裁判官), ■：事務担当者又は庶務〕

1 開会

2 議事内容

(1) 「活発な裁判所委員会」からの調査について

「地裁・家裁委員会に提言する市民の会(東京), 司法改革大阪各界懇談会(大阪)」と称する団体から地方裁判所委員会あてに, 委員会の開催回数や委員の出席率等のアンケートが寄せられたが, 裁判所のホームページ上に, 和歌山地方裁判所委員会の議事概要を公開し, それを参照すれば明らかなので, 回答をしないこととした。

- (2) 裁判員制度について、パワーポイントを利用した説明ツール（案）（一般職員が説明する場合のモデルとして作成したもの）を用いて、庶務が説明した。
- (3) 意見交換「裁判員制度について」
- (4) 当庁における裁判員制度に関する広報の取組状況について、事務担当者が、高校への出張講義や憲法週間記念広報行事（模擬裁判）等の広報企画を紹介した。

3 意見交換

- ◎ 一般を対象にした裁判員制度の説明会で利用する予定のツールと説明案を見ていただいたが、これらについての意見や疑問点のほか、裁判員制度全般について、広く御意見をお伺いしたい。
- 裁判員は、初めて導入される制度であるので、裁判所から出向いていただき、説明を行ってもらう機会があればいい。
- パワーポイントを用いてカラーをふんだんに使いビジュアル的に説明を行うことは、効果的であったが、スクリーンの字が小さかった。パワーポイントだけでなく、冊子やリーフレットを配布したりして、組み合わせた形で説明する方がもっと分かりやすいのではないか。

また、裁判所から出向いて説明を行うのは、出向く先の何らかの会議等の機会を利用し、その1コマに組み込んでもらうなどの方策を採れば、より効果的ではないか。
- パワーポイントを用いての説明は分かりやすいが、動画の方がより興味がわくのではないか。また、裁判員制度については、知識を持っていない人もいるので、アニメの小冊子を導入することも検討してはどうか。

具体的な裁判員を選ぶ方法を教えてほしい。
- 検討中の部分も多いが、和歌山県内の選挙人名簿から無作為に抽出することとされている。

- ◎ 毎年、次の年に裁判員候補者として呼び出される可能性があるという人を選び出して、裁判員候補者予定者名簿を作り、さらに、具体的な事件ごとに、例えば50人という形で無作為に裁判員候補者を選び、その中から、裁判員や補助員を選ぶこととなる。
- スライドの説明文字が多すぎる。また、裁判員に選ばれる過程について、具体的な説明があれば、もっと裁判員制度が身近に感じられるのではないか。
- 説明が教科書的で分かりにくい。もう少し単純化すべきである。
- 裁判員制度に興味を持っている人に説明を行うことは楽であるが、「人を裁く自信がない。」というのが国民の一般的な気持ちであるため、裁判員制度が国民にとってどのようなメリットがあるかという視点で説明を行うことが大切である。裁判員になるのを避けたいと思っている人をどのように説得するかとなると大変である。
- 裁判員制度は、国民からわき上がってきたものではない。国会で決められたとはいえ、やるならどうぞ勝手にやりなさいというのが一般の国民の声ではないかと思う。また、先ほどの説明自体、心に響くものがなかったし、裁判員に選任された場合は、国民の義務ですから来てくださいというしかないと思う。
- なぜ裁判員制度が導入されたかという説明が弱いのではないか。国民が主権者として刑罰権の発動にかかわっていくことを重要視した上で、分かりやすく説明する必要があると思う。裁判員制度ができたから国民に義務として加われというのでは、裁判員制度の導入理由としては弱いと思う。

また、裁判員制度を説明するに当たっては、諸外国との比較法的なもの、例えば、アメリカの陪審制度やドイツの参審制度で、代表的な事件例を挙げた上で説明を行う方が分かりやすいのではないか。
- 現在の裁判所は、十分機能していない。弁護士としては市民の良識に照

らした改革を強調していく必要があると思う。また、裁判所は、裁判員制度に関する広報活動に力を注ぐ必要があると思う。国民に対する説明では、お客として来てくれというのではなく、改革者としての視点から良識的な判断で有罪、無罪等について判断を行ってもらおうということを言わないと、盲目的な説明に終わってしまうのではないか。

△ 裁判員に決まった場合、できればやりたくないという国民の意見もあるが、裁判員制度がうまく機能しなければ刑事裁判そのものがうまくいかないという気持ちを持っているので、裁判員になってもよいと思う人を少しでも増やしたいと思っている。

□ 裁判員制度導入の理由として、従来の刑事裁判には、非常に長い裁判があったり、分かりにくかったという点もあったが、従来の刑事裁判そのものに、あたかも致命的な欠点があつて裁判員制度が導入されたわけではない。それは、司法制度改革審議会の意見書からも明らかであり、どうしたら刑事裁判がより分かりやすくなるか、また、国民にとってよりプラスの改革ができるかということで裁判員制度が導入されたわけである。

また、国民の動機付けをどうするかという問題があるが、裁判員制度に参加することで、国民に直接的なメリットがあるわけではない。裁判員制度については国民の負担も大きい、なぜ刑事裁判が行われているかという視点に立つことが重要で、国民の人権を守り、社会正義を実現するために、国民が社会の一員として刑事裁判にかかわっていくことに意義があるという説明を行うべきである。

さらに、裁判員候補者の選任についての説明では、子育てや家事で参加できない場合には、個々の候補者の状況を聞いた上で、選任しないという制度もあり、国民の負担と裁判員になってもらうメリットとのバランスを個々の選任手続で考慮することになっているという説明を行うことも重要である。

- ◎ 裁判員制度の導入理由を、主権者としての権利行使とする見解もあり、主体的に参加していただくことが重要である。そのような積極的に参加するという意思を持った方を増やすために広報活動を展開していく必要がある。裁判員として参加する場合の具体的なメリットを説明する必要もあるだろうが、果たして国民の義務だから参加してくださいというスタンスでよいのだろうか。
 - 日本の刑事裁判が、世界に誇れる司法制度であるという点は、メリットという気がするが、裁判員制度そのものが、御上が決めた制度である以上、一般の人は、裁判員制度そのものが分からないと思う。国会からわき上がった議論というのは机上の話であり、現実はそうではないと思う。
 - ◎ 日本の刑事司法というのはトップクラスであると思うが、より良くするために裁判員制度が作られたのであり、これが機能すると刑事裁判は、今よりもはるかに良くなると思う。国民には、消極的な参加ではなく、積極的かつ主体的に参加してほしいと思う。
 - それは、御上の理論であり、それを国民に求めることに無理があると思う。
 - ◎ 現実には、多くの国民がそのような意見を持っていることを踏まえ、最善を尽くし、広報活動を展開していかなければならないと考える。裁判員制度ができた趣旨を考慮して、国民の理解が得られるよう努力していくことが大切である。
- 4 次回の予定等
- ◎ 平成18年9月29日（金）午前10時に開催する。
協議テーマは、「裁判員制度について」とする。
- 5 閉会（午後零時）